

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、区役所税務課において配偶者控除の申告をしたが、事務処理を怠っており、申告内容が反映されるのが遅れ、金銭的損害を被ったと主張しています。そして、区役所税務課の怠慢で不明瞭な勤務の実態が明らかになったことにより、他の税務実務が不適正に行われている可能性があり、税の賦課徴収もきちんとされていないことも考えられ、市に損害が生じている可能性があるため、税務課内の実態を調べ改善する必要があるとして、監査を請求しています。

住民監査請求においては、「監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならない」（最高裁平成 6 年 9 月 8 日判決）とされています。また、請求内容については「各行為等を他の行為と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要する。」（最高裁平成 2 年 6 月 5 日判決）とされています。

上記判例に照らすと、請求内容及び請求人より提出された書類からは、市に損害が発生していることについて個別的・具体的に摘示しているとは認められません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。